少年少女スポーツ活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少年少女のスポーツ意識の高揚と競技力の向上を図るため、スポーツの振興、普及に寄与すると認められる個人及び団体に、尾道市体育協会が必要な助成を与えることを目的とする。

(補助対象事業)

- 第2条 助成対象は、広島県を代表して全国大会及び国を代表して国際大会に 出場するスポーツ競技で、次の団体が開催する競技種目とする。
 - (1) 文部科学省、日本スポーツ協会主催の国民体育大会
 - (2) 高校体育連盟主催の選抜大会、総合体育大会
 - (3) 高校野球連盟主催の選抜大会、選手権大会
 - (4) 各種競技団体主催の全国競技大会
 - (5) その他これに準ずる団体主催の全国大会
 - (6) 国際的な団体が主催する国際大会

(助成対象基準)

第3条 助成対象者は、尾道市民及び尾道市民に準ずる少年少女(高校生以下)で、参加登録名簿に登録された選手とする。

(助成金額)

- 第4条 助成金額は、開催地に関係なく次のとおりとする。
 - (1) 個人については、一人5,000円とする。
 - (2) 団体については、一団体 5 0, 0 0 0 円を上限とし、人数一人当たり 5, 0 0 0 円として計算する。
 - (3) 国際大会の個人については、一人10,000円とする。
 - (4) 国際大会の団体については、一団体100,000円を上限とし、人数 一人当たり10,000円として計算する。

(助成金の申請)

- 第5条 申請者は、少年少女スポーツ活動助成金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、会長に提出しなければならない。
- 2 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 大会要項等

- (2)参加者登録名簿
- (3) 予選会結果報告書

(助成金の決定)

- 第6条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、第2条各号のいずれかに該当すると認めたときは、少年少女スポーツ活動助成金決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申請者へ通知するものとする。
- 2 会長は、前項の審査の結果、助成金の交付が適当でないと認めたときは、 少年少女スポーツ活動助成却下通知書(様式第3号)により、申請者へ通知 するものとする。

(助成金の請求)

第7条 決定通知書の交付を受けた個人又は団体は、少年少女スポーツ活動助成金交付請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(結果報告)

第8条 交付を受けた個人又は団体は、大会の結果を大会結果報告書(様式第 5号)により、会長へ報告しなければならない。

付 則

- この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年3月1日から施行する。